

令和2年度平塚市地域包括支援センター 事業計画(案)

R1項目	R2項目(改正案)	修正理由
1. 介護予防ケアマネジメント事業等		
①介護予防把握事業の推進(フレイル状態像の把握)	①地域内でのフレイル対策推進事業の充実(出張フレイル講座の実施、巡回フレイルチェック測定会の実施、巡回フレイル改善教室の実施 等)	令和2年度より地域の身近な場所での巡回フレイルチェック測定会を開始する等、地域内のフレイル対策推進事業の充実を図っているため、項目を修正しました。
②サロンの開催支援	変更なし	
③介護予防、健康長寿等に関する講座、講演会の開催	変更なし	
④適正な介護予防ケアマネジメントの実施	変更なし	
⑤通所型サービスCの利用者の利用後のフォローについて	変更なし	
⑥総合事業における多様なサービスの利用促進	変更なし	
⑦加齢による機能低下の改善	変更なし	
⑧外出の促進(閉じこもり高齢者の把握等)	変更なし	
2. 総合相談支援業務		
①多様化する相談内容に対応できる体制づくり	変更なし	
②認知症地域推進員による専門的な相談支援とMCI(軽度認知障害)の方を把握するためのタブレットの活用	②認知症地域推進員による専門的な相談支援とMCI(軽度認知障害)の方を把握するための認知機能評価機器の活用	これまで神奈川県のみiPadを借りて認知機能評価を行っていましたが年2回しか結果が出ず、また結果が出るまでに時間がかかることから、評価方法の変更を視野に入れた表記といたしました。
③支援における地域包括ケアシステムのネットワークの構築・活用	変更なし	
④センター職員のスキルアップ	変更なし	
⑤地域包括サポート医の活用(事例の相談、介護意見書の作成協力、講演会講師)	2-⑧に統合	
⑥在宅支援拠点薬局の活用	2-⑧に統合	
⑦地域住民へのかかりつけ医(医療機関)や在宅医療に関する普及啓発の実施	変更なし	
⑧医療機関や介護関係機関との連携強化に向けた包括独自の取組み	⑧医療機関(地域包括サポート医、在宅支援拠点薬局など)や介護関係機関との連携強化に向けた包括独自の取組み	地域包括サポート医の活用と在宅支援拠点薬局の活用はこれまで項目を分けていましたが、どちらも事例の相談や講話・講演の依頼、連携を図るための訪問等似た内容が多いため項目を統一したものです。

3. 権利擁護事業		
①認知症ケアパスの普及	変更なし	
②認知症サポーター養成講座の開催	変更なし	
③企業向け認知症サポーター養成講座	変更なし	
④認知症サポーター養成講座修了者の育成事業	変更なし	
⑤認知症カフェの実施	変更なし	
⑥身近な場での認知症予防教室の開催	変更なし	
⑦認知症初期集中支援事業の対象者把握	変更なし	
⑧成年後見制度の利用相談体制の充実	変更なし	
⑨成年後見制度の普及啓発の取り組み * 実施時期・回数欄に対象者、開催回数、受講者数を記入ください。	変更なし	
⑩高齢者虐待の相談体制の充実	変更なし	
⑪高齢者虐待防止の普及啓発に関する取り組み * 実施時期・回数欄に対象者、開催回数、受講者数を記入ください。	変更なし	
⑫虐待を受けた高齢者に対するケア体制の充実	変更なし	
⑬養護者に対するケア体制の充実	変更なし	
新設	⑭終末期に向けた住民への普及啓発	平塚市版エンディングノートを作成予定であり、令和2年度から普及啓発を推進するため項目を新設します。
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		
①ケアマネジャーへの支援	変更なし	
②地域ケア会議(個別ケア会議、小地域ケア会議)を開催する	変更なし	